

松本市中小企業融資制度

資金名	融資対象者	貸付限度額	貸付利率 【うち市利子補給利率】	貸付期間	うち据置期間	返済方法	保証人	担保	保証料	取扱金融機関
小規模企業支援資金	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、6カ月以上の操業実績があり、小口零細企業保証を利用する市税完納の方 (保証協会の保証残高の総額が2,000万円以下であること)	運転・設備 2,000万円	年利1.5% 【うち0.8%】 …※1・※3	10年以内						松本信用金庫
景気変動対策資金	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、経済不況により事業経営に著しい影響を受けている市税完納の方 《下表の融資条件参照》	運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】 借換1.6% 【利子補給なし】	10年以内	1年以内	元金均等 月賦償還	原則として 無保証人 (法人の場合は原則として 代表者1名) (保証協会が 経営者保証 ガイドライン に則った対応 等を実施する 場合、法人代 表者の保証は 不要)	必要に 応じて 徴する	年率0.45% ～2.65% * (市が保証料の 5分の4を 補給)	松本信用金庫
		運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.6%】							㈱八十二銀行
経営安定資金	市内に居住し、かつ市内に工場もしくは店舗を有する方で、6カ月以上の操業実績のある市税完納の方	運転・設備 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】…※1 借換1.8% 【利子補給なし】	運転7年以内 設備10年以内 借換10年以内						㈱長野銀行
創業支援資金	適切な事業計画により市内での新規開業予定者又は新規開業者(開業5年未満)で、市税完納の方	運転・設備 3,500万円 (新規開業予定者の個人に あつては、2,000万円に自己 資金の額を加算した金額を上 限として3,500万円以内)	年利1.6%	運転7年以内 設備10年以内						㈱長野銀行
事業拡大資金	市内に居住し、かつ市内に店舗もしくは工場を有する6カ月以上の操業実績のある方で、事業の拡張を目的として、新製品の開発、新分野への進出、新規取引先の開拓、ISOの取得等、新たな取組を実施しようとする市税完納の方	運転・設備 2,000万円	年利1.8% 【うち0.8%】…※2	運転7年以内 設備10年以内						長野県信用組合
工場立地促進資金	事業拡張等を目的とし、特定地域等への工場等の新設・増設・移設を実施しようとする市税完納の方 (指定地域内においてのみ土地購入費も対象となります)	設備 1億5,000万円	年利1.8% 【うち0.2%】	15年以内	2年以内					
◆事業承継資金	既存事業を譲り受け、事業継承する方で、市税完納の方	運転 3,000万円 設備 5,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】	運転7年以内 設備10年以内	1年以内					㈱商工組合中央金庫

◆事業承継資金は運転資金・設備資金の一括申込みは不可

*景気変動対策資金：セーフティネット保証、危機関連保証を利用できる場合は市が保証料を全額負担

*創業支援資金：創業関連保証を利用できる場合は市が保証料を全額負担

*事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合：上乗せ割合ごとに補助率が異なります。詳細は商工課までお問合せください。

景気変動対策資金の融資条件

(特別)	条件
	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>10%</u> 以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>10%</u> 以上減少している
	2 セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方(借換の場合は各号)
	3 危機関連保証制度要綱(平成29・10・23中序第1号)に定める危機関連保証を利用する方
(一般)	条件
	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>5%</u> 以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>5%</u> 以上減少している
	2 セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方

【市利子補給について】

市の利子補給期間は、原則として融資実行の日から3年間となります。
なお、利子補給対象期間中、事業所の市外移転・廃業、資金の借換え、資金返済や市税の滞納、代位弁済等を行った場合は利子補給を受けられなくなりますのでご留意下さい。また、条件変更時の利子増額分は補給対象外となります。

※1 自然エネルギー利用または省エネ対策に係る設備投資のみ利子補給対象

※2 健康産業分野への進出または新製品の開発への資金のみ利子補給対象

※3 エコオフィスまつもとに認定された場合のみ利子補給対象

借換条件【景気(特別)・経営安定資金 共通】

次のすべてに該当すること
1 既借入資金(新型コロナウイルス対策特別資金を除く松本市制度資金)の元金返済が1年以上経過しており延滞がないこと
2 同一金融機関での借換であること
3 借換により従前の借入金を一括返済すること
4 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること
5 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと
6 一件の借入に対して借換は1回のみとする

利子補給を受けるために、下記手続きを市が指定する日までにを行う必要があります。

(1) 2～3月に商工課から郵送される申請書、請求書を確認し、必要事項を記入

(2) 市税に滞納がない証明書を取得

(3) 申請書、請求書、滞納がない証明書を商工課に提出

申込書類必要部数一覧表

資金名 提出書類	備考	市制度資金						
		小規模企業支援資金	景気対策(特別)	変動資金(一般)	経営安定資金	創業支援資金	事業拡大資金	工場立地促進資金
個人情報の提供に関する同意書	受付相談時に提出	1	1	1	1	1	1	1
融資あっせん申込書	県制度資金はチェックリストも含む	2	2	2	2	2	2	2
信用保証委託申込書	原本は協会市提出用は写し							
市税閲覧同意書	市制度資金はあっせん書内で代用可							
県税納税証明書(制度資金用)	松本地域振興局							
許認可書等の写し	全ての許可、登録、届出書を添付	2	2	2	2	2	2	2
受注工事明細表	建設業許可がない方							
決算書・確定申告書(個人)		1	1	1	1	1	1	1
直近の試算表(4カ月以内)	県は6カ月以内	2	2	2	2	2	2	2
経営状況調査書	試算表を作成していない方							
資金計画調査書		2	2	2	2	2	2	2
念書	許認可申請中又は施設未完成の場合	1	1	1	1	1	1	1
セーフティネット保証、危機関連保証	添付資料等		2	2				
景気変動対策資金希望書	原則税理士・会計士の証明が必要です		2	2				
あっせん申込時 設備	見積書写し							
	カタログ・図面・写真							
	建築確認通知書の写し	2			2	2	2	2
	土地・建物謄本の写し 土地・建物の位置図、公図							
	仮契約書の写し							
創業計画書(県様式16号) 創業計画に関する意見書(県様式第17号)	創業前の方							
収支等計画書(県様式第18号)	創業後1年未満の方							
開業届の写し(法人は登記簿で代用可)					2			
創業確認書類(源泉徴収票、離職票)	創業前～創業後5年未満の方							
履歴書								
経営向上計画書(様式14)	税理士・会計士の作成した試算表等							
罹災証明(経営健全化資金(災害)、東日本大震災復興緊急保証)							2	
事業計画書(市様式)								
新規取組計画書(事業拡大資金)						2		
事業計画書(県様式 号)	県申込の場合							
事業再生の計画等								
経営革新計画の認定書の写し	認定された事業計画書も添付							
事業承継したことがわかる書類								1
市								
信用保証料補給申請書		1	1	1	1	1	1	1
利子補給振込口座振込依頼書		(1)	1	1	(1)		(1)	1
追加								
設備完了後								
設備完了届 請求書・車検証・写真 契約書の写し		1			1	1	1	1